

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 災害予防（第7条—第11条）
- 第3章 災害応急対策（第12条—第17条）
- 第4章 災害復旧・復興（第18条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 日本育英会防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）は、東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）第14条の規定に基づき、日本育英会（以下「本会」という。）の所掌事務について、防災に関する必要な事項を定めるとともに、非常災害時における防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（目標）

第2条 この防災業務計画においては、次に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- (1) 日本育英会本部及び東京支所（以下「本部」という。）、名古屋支所及び大阪支所（以下「支所」という。）並びに都道府県支部（以下「支部」という。）における役職員の生命・身体の安全を図ること。
- (2) 庁舎及び設備等の防護・復旧に万全を期すること。
- (3) 災害による障害を取り除き、奨学事業の活動の実施を確保すること。
- (4) 関係機関、学校及び金融機関等との確かな連携・協力を行うこと。

（防災体制の確立）

第3条 本会の防災に関する事務は、日本育英会職制に規定する各部課の所掌事務に係る防災に関する事務とする。

2 前項の事務処理は、この防災業務計画において定めた諸方策に基づいて、それぞれ関係部課の所掌事務に応じ、組織的・計画的に実施するとともに、相互の連絡協調を図り、目標の達成に努めるものとする。

（本部における防災体制）

第4条 理事長は、本部における防災体制として、次のことを行うものとする。

- (1) 日本育英会非常災害対策本部

非常災害が発生したとき、又は発生する恐れがある場合、特に必要があると認めるときは、応急対策等について万全の措置を講じるため、本部に日本育英会非常災害対策本部を設置する。なお、理事長が不在のとき、又は事故等で責務を遂行できないときの災害対策本部の設置は、「日本育英会非常災害対策本部設置要

領」の8 指揮命令系統の順により行うものとする。

また、非常災害に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、災害対策本部に庶務班を設置することができるものとする。

災害対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。

(2) 非常参集体制

災害の規模・程度に応じた防災体制の確立のため、関係役職員への情報伝達及び非常参集等を迅速に行う。

連絡体制、非常参集体制については、別に定める。

(3) 災害対策関係機関連絡会議等への対応

国及び東京都において災害対策関係連絡会議等が開催又は設置された場合は、関係職員を参画させ、災害対策の連絡調整等の円滑な実施に努める。

(4) 本部を含む首都圏が被災した場合の措置

本部を含む首都圏が被災した場合、役職員及び来訪者等の避難・安否の確認、庁舎・設備の安全点検、応急復旧等の緊急対策が円滑に実施されるよう体制の整備を図る。

なお、本部において業務を行うことが困難な場合、外部の災害対策本部等（文部科学省、東京都、新宿区等）との連携に十分留意し、関係機関の協力を得て、代替機能を確保する措置を検討する。

(5) 関係機関との連携

関係機関、学校及び金融機関等との間で防災対策が連携して図れるよう、平素より密接な連絡調整に努める。

（支所における防災体制）

第5条 理事長は、支所の防災体制に関して、次の指導・助言を行うものとする。

- (1) 予防対策、応急対策及び復旧対策を計画及び実施するよう指導・助言を行う。
- (2) 避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底が図られるよう指導・助言を行う。
- (3) 被災により業務再開が困難になった場合、応急復旧や業務再開のための適切な指導・助言を行う。
- (4) 被災地域の支所の要請に基づき、災害復旧計画等の策定に関し指導・助言を行う。

（支部における防災体制）

第6条 理事長は、支部の防災体制に関して、次の指導・助言を行うものとする。

- (1) 予防対策、応急対策及び復旧対策を計画及び実施するよう指導・助言を行う。
- (2) 都道府県或いは教育委員会等で実施する防災訓練に積極的に参加するよう指導・助言を行う。
- (3) 被災により業務再開が困難になった場合、都道府県或いは教育委員会等と協力して、応急復旧や業務再開のための適切な指導・助言を行う。
- (4) 被災地域の支部の要請に基づき、必要に応じ、都道府県或いは教育委員会等と

協力して、災害復旧計画等の策定に関し指導・助言を行う。

## 第2章 災害予防

(防災に関する計画等の整備)

第7条 災害発生時の安全確保方策，日常の安全指導体制，役職員の連絡体制及び参集体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等の整備を図るものとする。

(防災教育の実施)

第8条 日本育英会消防計画第30条の規定に基づき，防災教育を行うものとする。

2 関係職員の災害，防災に関する知識のかん養及び技術の向上を図り，防災対応能力を高めるため，指導資料の作成・配布・講習会の実施等を促進するものとする。

(防災訓練の実施)

第9条 日本育英会消防計画第31条の規定に基づき，防災訓練を行うものとする。

2 関係機関等の行う防災訓練に積極的に関係職員を参加させ，防災業務に関する連携に努めるものとする。

(庁舎・設備等の災害予防対策)

第10条 災害に因る庁舎・設備等の被害を予防し，人命の安全と奨学事業活動遂行上の障害を取り除くため，次の安全措置を講じるものとする。

(1) 庁舎等の安全性の向上

日本育英会消防計画第22条の規定に基づき，庁舎・施設等の予防措置を講じる。

(2) 消防用設備等の整備

日本育英会消防計画第10条の規定に基づき，消防用設備等の整備を促進する。

(3) コンピューター設備の安全対策

ソフトウェア対策として，ソフトウェア資産の二重化，バックアップ保管等を実施する。

ハードウェア対策として，コンピューター機器の地震対策を講じる。

コンピューターシステムを稼働させる上での電源設備，空調設備，床設備，通信設備，内装・什器備品等の地震対策を講じる。

(4) 備品等の安全対策

日本育英会消防計画第23条の規定に基づき，備品の固定・転倒防止策を講じる。

(非常用物品の備蓄)

第11条 日本育英会消防計画第24条の規定に基づき，非常用物品を計画的に備蓄・管理するものとする。〔備蓄品一覧表 参照〕

## 第3章 災害応急対策

(発災情報の把握)

第12条 関係機関等との連絡を密にし，災害に関する情報の収集を図るほか，テレビ及びラジオ等の情報にも留意し，広範な情報の把握に努めるものとする。

(被害情報の収集・伝達)

第13条 災害の規模・程度に応じ，迅速に情報収集に関する体制をとるものとし，情報の収集は災害発生後，できるだけ迅速に行い，順次精度を上げるよう努めるもの

とする。

なお、災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集・伝達に努めるものとする。

(災害時における広報活動)

第14条 本会の被害状況、活動状況、応急対策の措置状況等、災害対策上必要な情報について、関係機関等と連携を図り、報道機関を通じ、正確に伝達するよう努めるものとする。

(庁舎・設備等の応急措置)

第15条 災害発生後、二次災害の防止や業務再開等のため、庁舎・設備等の安全点検をできるだけ早急に行うものとし、被災により業務の再開が困難となった場合、危険建物の撤去、応急復旧や仮設庁舎の設置等の措置を講じるものとする。

(コンピューターの使用不能に対する応急措置)

第16条 地震及び火災等でコンピューターが使用不能になったときの代替について、必要な措置を講じるものとする。

(役職員の安全対策)

第17条 日本育英会消防計画第28条の規定に基づき、役職員等の安全対策を講じるものとし、地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合、非常参集要員を除く職員等の時差退社等の措置を講じるものとする。

#### 第4章 災害復旧・復興

(復旧・復興事務体制の整備)

第18条 理事長は、災害復旧・復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本部に日本育英会復興対策本部を設置する。

また、復旧・復興対策に関する事務の連絡を円滑に行うため、復興対策本部に復興対策班を設置することができるものとする。

復興対策本部員及び復興対策班員は、必要に応じて、理事長が命じる。

(庁舎・設備等の復旧)

第19条 被災した庁舎・設備について、可能な限り迅速かつ円滑な復旧事業の促進を図るものとし、災害復旧事業の計画にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努めるものとする。

(被災役職員に対する援助)

第20条 被災した役職員及び支部職員に対する救済措置を迅速に実施するよう努めるものとし、被害の規模・程度により、必要に応じ、特別措置について検討するものとする。

(学生・生徒に対する援助)

第21条 被害を受け、就学困難になった学生・生徒に対する学資貸与金の特別措置に関し、国との連携を図り、必要な措置を講じるものとし、貸与中の奨学生に対し、早急に奨学金の交付ができるよう努めるものとする。

- 2 前項の奨学金の交付に関して、必要に応じ、学校・金融機関等に援助の要請を行うものとする。

## 第5章 雑則

### (防災業務の事務)

第22条 防災業務の事務については、総務部庶務課が担当する。

#### 附 則

この日本育英会防災業務計画は、平成10年7月16日から施行する。

#### 附 則（平成13年3月30日達第1015号）

この計画は、平成13年4月1日から施行する。

#### 日本育英会非常災害対策本部設置要領

### 1 災害対策本部の事務

日本育英会非常災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は、災害対策基本法に基づき設置される非常災害対策本部等及び関係省庁等との連絡、本会に係る人的及び物的被災状況の把握、災害応急対策等の総合調整、そのほか奨学金の交付等に関する応急対策の事務を行う。

### 2 構成

- (1) 災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員及び庶務班員をもつて組織する。
- (2) 災害対策本部の本部長は、理事長がこれに当たる。
- (3) 副本部長及び本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

### 3 本部長等の責務

- (1) 本部長は、災害対策本部の活動に全責任をもち、事務を総括する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のとき、及び事故等で責務が遂行できないときは、その職務を代理する。

### 4 本部会議

- (1) 災害対策本部に「本部会議」を置き、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。
- (2) 本部会議は、本部長又は副本部長が必要に応じて招集し、災害対策本部の事務について重要事項の審議調整等を行う。

### 5 庶務班

- (1) 災害対策本部に庶務班を置き、総務部長の指揮の下に災害対策本部の事務を遂行する。
- (2) 庶務班の構成及び事務所掌は、別記2のとおりとする。

### 6 災害対策本部構成員の参集

- (1) 災害対策本部構成員は、非常参集の要請を受けたとき、災害対策本部の設置の事実を知ったとき、又は大地震等の非常災害が発生したときは、日本育英会に参集する。
- (2) 災害対策本部構成員が参集するための連絡方法は、「日本育英会非常参集要領」による。

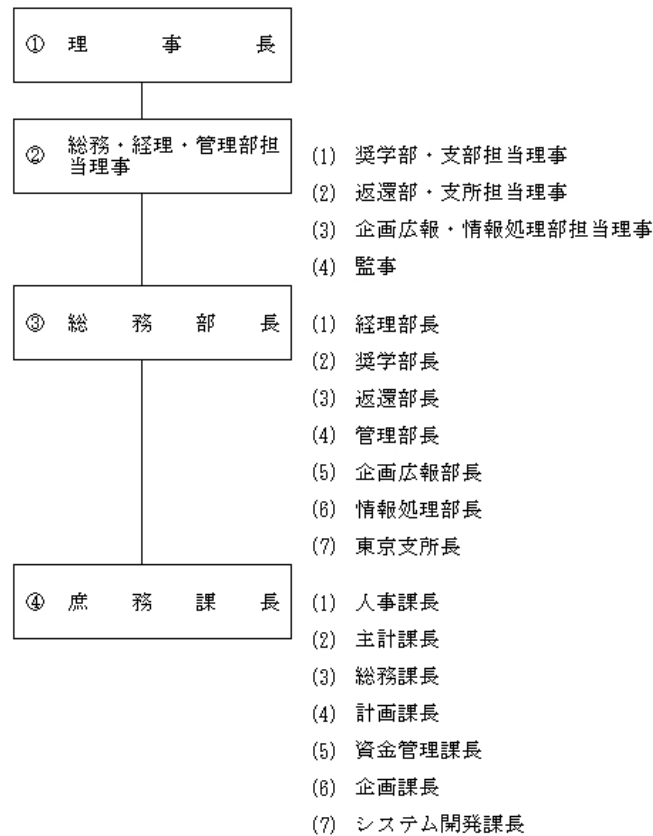
## 7 災害対策本部の設置場所等

- (1) 災害対策本部は、総務部庶務課に設置する。
- (2) 本部会議は、役員応接室又は役員会議室で開催する。

## 8 指揮命令系統

災害対策本部設置時における指揮命令系統は、次のとおりとする。

〔①～④は通常の指揮命令系統，（ ）は代理序列〕



## 9 災害対策本部の代替措置

本部に災害対策本部を設置することが困難になった場合は、代替措置として、百合丘宿舎に居住者を中心とした臨時の災害対策本部を設置することができるものとする。

その場合の指揮命令系統は、現に在住する者の中での日本育英会職制の順によるものとする。

### 別記1

日本育英会非常災害対策本部本部員名簿

本部長 理事長

副本部長 総務・経理・管理部担当理事

本部員 奨学部・支部担当理事

返還部・支所担当理事

企画広報・情報処理部担当理事

監事

総務部長  
経理部長  
奨学部長  
返還部長  
管理部長  
企画広報部長  
情報処理部長  
東京支所長  
その他本部長が指名する者

## 別記2

### 庶務班班員名簿

班長 庶務課長

- (総務) 人事課長—総務部職員  
(資材) 主計課長—経理部職員  
(連絡) 総務課長—総務課・資金管理課職員  
(情報) 計画課長—計画課職員  
(広報) 企画課長—企画課・広報課職員  
(機械) システム開発課長—情報処理部職員

### 庶務班の事務分掌

- (1) 庶務班長は、総務部長の指揮の下に庶務班の事務を総括整理する。
- (2) 総務は、文部省との連絡及び災害対策本部の庶務を行う。
- (3) 資材は、災害対策本部の運営に必要な物資の確保を行う。
- (4) 連絡は、奨学金の交付等に関して関係機関、学校及び銀行関係との連絡・調整を行う。
- (5) 情報は、本会に係る人的及び物的被害状況の把握を行う。
- (6) 広報は、報道機関との連絡及び返還者等からの電話等による問い合わせの応対を行う。
- (7) 機械は、コンピューターにより、奨学部及び返還部関係の緊急処理を行う。

### 日本育英会非常参集要領

#### 1 第1次参集体制

- (1) 総務部長は、「東京地方以外で震度5以上の地震」が発生した場合には、情報連絡要員（別紙1—1）に対し、電話連絡網（別紙1—2）により地震情報等の伝達を行う。
- (2) 情報連絡要員のうち非常参集要員（別紙1—1）は、被害状況等の情報を収集し、必要に応じて、日本育英会に参集する。
- (3) 電話連絡を受けた情報連絡要員は、自宅で待機する。
- (4) 被害状況等の情報を踏まえ、必要があると認められる場合は、第2次参集体制を要請することができる。

## 2 第2次参集体制

- (1) 総務部長は、「東京地方で震度5以上の地震」が発生した場合には、情報連絡要員（別紙2-1）に対し、電話連絡網（別紙2-2）により地震情報等の伝達を行う。
- (2) 電話連絡を受けた非常参集要員（別紙2-1）は、直ちに日本育英会に参集し、各部課の所掌事務に係わる人的、物的被害状況等の情報を収集する。
- (3) 電話連絡を受けた情報連絡要員（非常参集要員を除く。）は、自宅で待機する。
- (4) 総務部長は、被害等が甚大で、理事長が災害対策本部の設置が必要と認める場合は、待機している情報連絡要員に連絡をし、非常参集の要請を行う。
- (5) 参集した情報連絡要員は、災害対策本部を設置し、本部の運営及び応急対策について所要の措置を講じる。
- (6) 情報連絡要員は、電話の不通等により地震情報の伝達ができない場合でもテレビ放送等の情報を踏まえ、必要があると認められる場合は、自発的に日本育英会に参集し、所要の措置を講じる。

## 3 第3次参集体制

- (1) 理事長は、「首都圏で直下型大規模地震」が発生した場合は、日本育英会に自発的に参集する。
- (2) 非常参集要員（別紙3）は、「首都圏で直下型大規模地震」が発生した場合は、自発的に日本育英会に参集する。
- (3) 日本育英会に参集した非常参集要員は、災害対策本部を設置し、本部の運営及び応急対策について所要の措置を講じる。

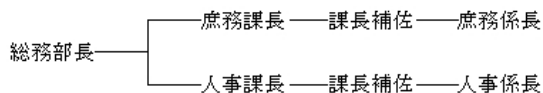
（別紙1）

非常参集要領における各要員

### 1 第1次参集体制の各要員

各要員	情報連絡要員	非常参集要員
① 総務部長	○	○
② 庶務課長	○	○
③ 人事課長	○	○
④ 庶務課課長補佐	○	
⑤ 人事課課長補佐	○	
⑥ 庶務課庶務係長	○	
⑦ 人事課人事係長	○	

### 2 第1次参集体制の電話連絡網



（別紙2）

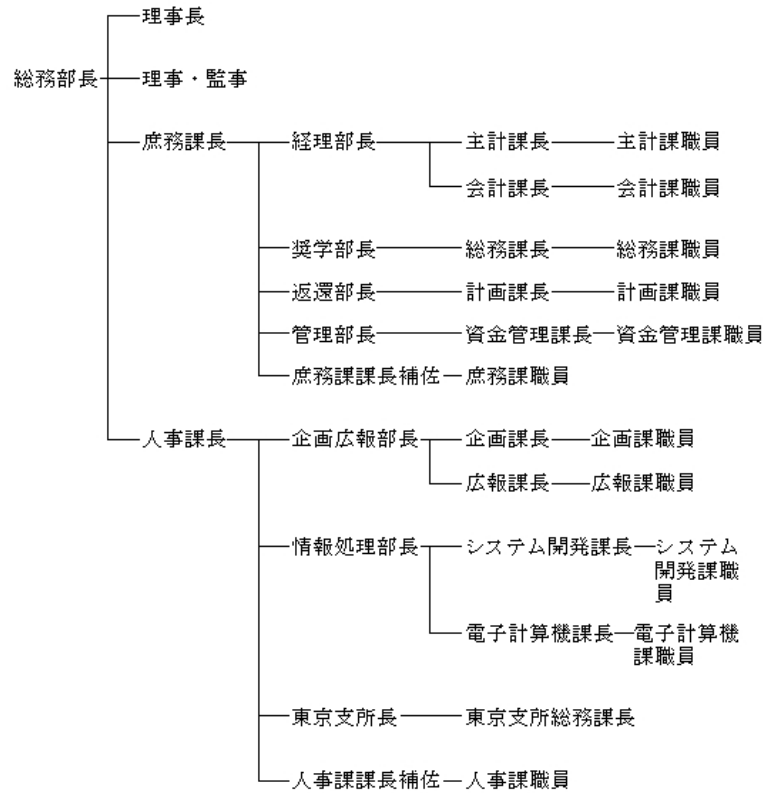
### 1 第2次参集体制の各要員



各要員	情報連絡要員	非常参集要員
① 理事長	○	
② 総務・経理・管理部担当理事	○	
③ 奨学部・支部担当理事	○	
④ 返還部・支所担当理事	○	
⑤ 企画広報・情報処理部担当理事	○	
⑥ 監事	○	
⑦ 総務部長	○	○
⑧ 経理部長	○	○
⑨ 奨学部長	○	○
⑩ 返還部長	○	○
⑪ 管理部長	○	○
⑫ 企画広報部長	○	○
⑬ 情報処理部長	○	○
⑭ 東京支所長	○	○
⑮ 庶務課長	○	○
⑯ 人事課長	○	○
⑰ 主計課長	○	
⑱ 会計課長	○	
⑲ 総務課長	○	
⑳ 計画課長	○	
((21)) 資金管理課長	○	
((22)) 企画課長	○	
((23)) システム開発課長	○	
((24)) 東京支所総務課長	○	
((25)) 総務部職員	○	○
((26)) 総務部職員以外の災害対策本部の庶務班員	○	

\* 災害対策本部を設置する場合は、第2次参集体制の各要員は全員参集することになる。

## 2 第2次参集体制の電話連絡網



(別紙3)

第3次参集体制の各要員

各要員	非常参集要員
① 理事長	○
② 総務・経理・管理部担当理事	○
③ 奨学部・支部担当理事	○
④ 返還部・支所担当理事	○
⑤ 企画広報・情報処理部担当理事	○
⑥ 監事	○
⑦ 総務部長	○
⑧ 経理部長	○
⑨ 奨学部長	○
⑩ 返還部長	○
⑪ 管理部長	○
⑫ 企画広報部長	○
⑬ 情報処理部長	○
⑭ 東京支所長	○
⑮ 庶務課長	○
⑯ 人事課長	○
⑰ 主計課長	○

⑱ 会計課長	○
⑲ 総務課長	○
⑳ 計画課長	○
（(21)） 資金管理課長	○
（(22)） 企画課長	○
（(23)） システム開発課長	○
（(24)） 東京支所総務課長	○
（(25)） 災害対策本部の庶務班員	○